

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後				改正前			
(略)				(略)			
別紙2				別紙2			
管理基準				管理基準			
単位：mg/kg				単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)
	イミダクロプリド	稲わら	10		イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3			稲発酵粗飼料	3
		粳米	<u>3</u>			(新設)	(新設)

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	稲わら	<u>20</u>
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	<u>5</u>
クロロタロニル	(略)	(略)
<u>シアントラニプロール</u>	稲わら	<u>0.05</u>
	稲発酵粗飼料	<u>0.2</u>
シラフルオフェン	(略)	(略)
<u>スピネトラム</u>	稲わら	<u>0.7</u>
	稲発酵粗飼料	<u>0.3</u>
トリクロホン	(略)	(略)
<u>トルプロカルブ</u>	稲わら	<u>2</u>
	稲発酵粗飼料	<u>1</u>
	粃米	<u>1</u>

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	稲わら	<u>0.3</u>
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	<u>10</u>
クロロタロニル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

	フィプロニル	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	<u>フェノキサスルホン</u>	稲わら	<u>0.15</u>		(新設)	(新設)	(新設)
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.03</u>				
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7		ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
		<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.2</u>			(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
重金属等	(略)	(略)	(略)	重金属等	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)	かび毒	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)	その他	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			